

与えることができる事が推測される事実が存在すること。

三 法人等（当該法人等の子法人等を含む。）が自己的計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該法人等の意思と同一の内容の議決権を所有していない場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該子法人等以外の他の法人等以外の他の法人等であって、前号イからホまでに掲げたいずれかの要件に該当するもの。

特別目的会社（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第二百五号）第二条第三項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む事業体をいふ。以下この項において同じ。）については、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者（同条第十二項に規定する特定借入れに係る債権者を含む。）に享受させる目的として設立されており、当該特別目的会社の事業がその目的に従つて適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した法人等（以下この項において「譲渡法人等」という。）から独立しているものと認め、第一項の規定にかかるらず、譲渡法人等の子法人等に該当しないものと推定する。

令第二条第六項の規定は、第一項各号及び第二項各号の場合においてこれらの規定に規定する法人等が所有する議決権について準用する。（情報通信の技術を利用する方法）

第四条 令第四条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

一 次に掲げる方法のうち送信者が使用するもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法で、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

四 口 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに情報を記録したもの交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

（清算人の任命の申立て）

第五条 法第十四条及び第五十五条の規定により清算人の選任又は解任の申立てを行う株主、社員その他の利害関係人は、当該申立てを行うときは、利害関係を有する事実及び清算人の選任又は解任を必要とする事由を記載した書面を添付し、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

（担保付社債專業信託会社の清算人の職務等）

第六条 担保付社債專業信託会社（法第十三条に規定する担保付社債專業信託会社をいう。以下同じ。）の清算人（以下この条において「清算人」という。）は、就職後、遅滞なく、会社財産の現況を調査し、財産目録及び貸借対照表（次項において「財産目録等」という。）を作成しなければならない。

清算人は、前項の規定により財産目録等を作成したときは、当該財産目録等を金融庁長官に提出しなければならない。

3 清算人は、毎月、清算の状況を金融庁長官に報告しなければならない。ただし、重要な事項については、その都度、遅滞なく、金融庁長官に報告しなければならない。

4 清算人は、清算が終了したときは、遅滞なく、決算報告書を添付して、その旨を金融庁長官に届け出なければならない。

（外回国会社の申請）
第七条 法第十七条第一項の規定により信託を引き受けた外国会社は、同条第二項の規定により日本における代表者の届出）
八 前号の外国会社の営業状態を知るに足りる書面
九 第五号の外国会社の出資者及び役員の氏名、国籍及び住所を記載した書面
十 外回国会社の日本における代表者の届出）
十一 法第十七条第一項の規定により信託を引き受けた外国会社は、同条第二項の規定により日本における代表者の定めたときは、同条第四項の届出書に、代表者である資格を証明する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

（信託証書等の届出）
第十二条 信託会社は、信託証書に記載・記録した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、金融庁長官等に届け出なければならない。

（信託証書の変更の届出）
第十三条 第九条から前条までの規定は、法第七条第一項の外国会社について準用する。

（信託業法施行規則の準用）
第十四条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第二百七号）第二十九条、第三十条及び第三十一条から第四十一条（第五項を除く。）までの規定は、法第八条の規定により信託業法（平成十六年法律第二百五十四号）第二十二条から第二十四条まで、第二十八条第三項及び第二十九条第三項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、社債権者集会の決議に基づき取引を行う場合とする。

（社債権者集会の招集等の届出）
第十五条 信託会社は、社債権者集会の招集があつたときは、遅滞なく、集会の目的、場所、期日及びその招集の理由を記載した書面を添付して、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。

（分割発行の場合における信託証書等の届出）
第十六条 信託会社は、法第二十二条第二項の規定により、信託証書に同項各号に掲げる事項を添記したときは、遅滞なく、次に掲げる書面を添付して、その旨を金融庁長官等に届け出なければならない。

（会社法第三百七十条の規定により取締役会の決議があつたもののみなされる場合においては、当該場合に該当することを証明する書面。以下同じ。）、同法第三百四十九条の十三第五項若しくは第六項の規定により取締役会の決議により、信託証書に同条第二項各号に掲げる

る委任に基づく取締役の決定があつたことをを証明する書面（当該取締役会の議事録を含む。）若しくは同法第四百六十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証明する書面（当該取締役会の議事録を含む。）又は業務を執行する社員の過半数の一一致があつたことを証明する書面

（信託証書）
二 担保付社債の総額を減額した理由、又は信託の変更の事由を記載した書面
三 法第四十条又は第四十一条第一項の規定による信託の変更をしたときは、担保の異動及び価格の増減に関する書面

（信託証書への準用）
第十二条 信託会社は、信託証書に記載・記録した事項に変更が生じたときは、遅滞なく、金融庁長官等に届け出なければならない。

（信託証書）
一 信託証書
二 担保付社債の総額を減額した理由、又は信託の変更の事由を記載した書面
三 法第四十条又は第四十一条第一項の規定による信託の変更をしたときは、担保の異動及び価格の増減に関する書面

